

令和8年度久米島町空き家対策総合支援事業（活用事業）

募集要項

募集期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

令和8年6月2日

久米島町企画財政課

1 事業概要

町内の空き家を活用し、移住定住の促進や子育て世帯の居住水準の向上と住宅不足の緩和を推進するため、空き家の改修に係る費用の一部を補助する。

1. 募集概要

(1) 補助金の額

補助対象経費の2/3以内かつ上限額100万円（千円未満切り捨て）

例①：工事費（補助対象経費）90万円の場合→補助金60万円、申請者負担：30万円

例②：工事費（補助対象経費）150万円の場合→補助金100万円、申請者負担：50万円

例③：工事費（補助対象経費）300万円の場合→補助金100万円、申請者負担：200万円

(2) 募集期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

ただし、先着順で申請を受け付けし、予算額に達した時点で受付は終了します。

(3) 補助事業期間：交付決定後～令和9年2月26日（金）

この期間内に工事着手→工事完了→工事代金の支払い→完了実績報告までに行うものが対象になります。

(3) 申請書類の提出先※

久米島町役場 企画財政課 企画班

住所：〒901 - 3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

電話：098-985-7122

※申請書類の提出前に、事前相談が必ず必要となっています。申請をご検討の際は、事前相談を行ってください。

2. 対象要件等

(1) 補助の対象（ア～エすべてに該当するもの。）

ア 交付申請後に対象工事等が完了するもので、原則として交付申請年度の1月末までに実績報告を行うことができるもの。

イ 町内に存する1年以上使用されていない空き家（ただし、当該空き家住宅兼店舗の場合、住宅に該当する部分の床面積が延床面積の1/2以上であるもの）

ウ 改修後、10年間空き家バンクに登録すること。

エ 築年数が木造20年以上、非木造の場合は25年以上経過していること

オ 水回り設備（台所、便所、浴室）のいずれかが10年以上更新されていないもので機能回復が必要なもの

カ 改修について所有者の承諾を得ているもの

キ 過去に補助金の交付を受けていない物件であること

(2) 補助対象者

補助対象者（申請者）は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 空き家の所有者または相続人（未登記物件については、申請できません）
※ただし法人は除く
- イ 空き家の所有者または空き家の相続人の半数以上から同意得た者
例① 所有者または相続人から同意を受けたものが申請する場合
→空き家の持分を有する所有者全員または所有権の相続人半数以上の同意が必要です。
例② 所有者または相続人が複数いる場合
→空き家の持分を有する所有者全員または所有権の相続人半数以上の同意が必要です。
- ウ 空き家を買った方・借りる方で次の①～④のいずれかに該当する方。
- ① 移住予定者
 - ② 移住者・・・補助金申請日から遡って、原則として3年以内に他の市町村から本町へ住民票を異動した者。
 - ③ 子育て世帯・・・申請年度の末日までに18歳以下の者を扶養し、同居している者及び妊娠中で母子手帳の交付を受けた母を含む世帯の代表者。
 - ④ 新婚世帯・・・交付申請時において、町内に居住し、婚姻の届け出から5年以内の夫婦ともに39歳以下の世帯。

※ただし、暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者、当該年度または前年度中に既に本町から補助金を受けて、空き家等の改修を行っている者、町税を滞納している者は、補助対象者になることはできません。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次の条件のいずれにも該当する経費とする。

ア 町内事業者空き家の改修に要する経費※

※ただし以下の費用は、補助対象外経費とする。

- ・家電や家具のリサイクル対象商品の処分費
- ・外構、倉庫、車庫等の改修工事に要する費用
- ・空き家の改修に関係のない外構工事被、空き家へのアプローチ部分及び敷地内の庭木の伐採や除草にかかる費用
- ・家具や家電その他の備品類等のクリーニングや改修後に行う清掃費
- ・敷地内にある樹木伐採・処分、剪定作業に要する費用
- ・併用住宅（住宅兼店舗）の場合、住宅の用に供する部分以外の全ての改修費用
- ・その他町長が補助対象経費とすることが適当でないと認める経費

3. 交付要件

改修補助金については、以下のとおり交付決定時の条件があります。

対象工事等	内容
改修	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県、国土交通省や会計検査院等の調査等により、補助金交付決定者の責による返還が生じた場合、その返還額を補助金の返還額とし、町が定める期間までに返還すること。
	<p>①所有者・相続人・空き家の所有者または空き家の相続人から得た者が申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者は、補助金の交付が確定した日から起算して10年間は空き家バンクへ登録すること。賃貸借契約の成立後に起算日から10年以内に契約が終了した場合は、再度空き家バンクへ登録すること。 <p>②移住者が申請する場合</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請日以後に転入する見込みの者又は申請日の前日から3年前までに転入した者であること。 ・10年以上引き続いて居住する意思を有する利用者であること。 <p>【賃貸借の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者から補助金交付確定した日から10年間は、空き家バンクへの登録が必須であることについて承諾を得ていること。 <p>【売買の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間以内に他の者に売却、賃借した場合には、本要綱における補助対象者への売却、賃貸でない場合は補助金の返還対象になること。 <p>③子育て世帯が申請する場合</p> <p>【共通】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・久米島町に居住し、補助金の交付申請を行った年度の末日までに18歳以下の者を扶養している者及び久米島町内に居住し、妊娠中で母子手帳の交付を受けた母子を含む世帯の代表者であること。 <p>【賃貸借の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が補助金交付確定した日から10年間は、空き家バンクへの登録が必須であることについて承認を得ていること。 <p>【売買の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以内に他の者に売却、賃借をした場合には、本要綱における補助対象者への売却、賃借ではない場合は、補助金の返還対象となること。 <p>④新婚世帯が申請する場合</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請時において、町内に居住し、婚姻の届出から3年以内の夫婦ともに39歳以下の世帯であること。 <p>【賃貸借の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者から補助金交付確定した日から10年間は、空き家バンクへの登録が必須であることについて承諾を得ていること。 <p>【売買の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以内に他の者に売却、賃借をした場合には、本要綱における補助対象者への売却、賃借ではない場合は、補助金の返還対象となること。
--	--

4. 手続き

(1) 事前相談

改修を予定している空き家が補助対象要件に該当するか、また、必要書類の確認等を行います。

※事前相談の際、以下アとイの書類の提出が必要です。

ア 事前相談票

イ 空き家の外観写真及び位置図

(2) 補助金交付申請

申請者は、令和8年6月30日（火）までに次の書類を提出してください。

※ア～カ及びクとケは、提出が必須なものです。キ及びコ～タは、必要に応じて提出してください。

※各種証明書や住民票等は、3か月以内に交付されたものに限りです。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 誓約書兼確認書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 補助対象事業施工前の空き家の現況わかる写真（内観・外観・改修部分ごとの写真）
- オ 空き家等の登記事項証明書または登記簿謄本
- カ 空き家であることの証明書（様式第12号）
- キ 委任状（参考様式）代理で申請を行う場合
- ク 改修に係る見積書（改修費用等の積算根拠や積算内訳が明らかなもので、改修工事を行う者の押印があるものに限る）
- ケ 改修に係る部分を明記した図面（平面図）
- コ 相続人であることが証明できる書類（相続関係を証明するための全ての戸籍謄本の写し、相続関係図など）（相続人に該当する場合）
- サ 相続人の代表が申請する場合、他の相続人全員の同意書（印鑑登録証明書添付が必要）
- シ 所有者または相続人が複数いる場合、空き家の持分を有する場合、所有者全員または所有権を有する相続人全員の同意書（印鑑登録証明書の添付が必要）
- ス 賃貸借契約書または売買契約書の写し（売買・賃貸借する場合）
- セ 婚姻日を確認できる戸籍の全部事項証明書等（新婚世帯のみ）
- ソ 世帯員全員の住民票の写し（子育て世帯・移住者のみ）
- タ その他町長が必要と認める書類

(3) 交付決定通知

交付申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に対し通知します。

(4) 改修工事の実施

補助対象工事は、必ず交付決定通知を受けた後に工事を着手してください。

令和9年2月26日（金）までに工事完了の実績報告書及び必要書類を提出する必要があるため、交付決定を受けた後は、速やかに工事に着手してください。

また、実績報告を行う際に工事中の写真も提出いただく必要がありますので、申請者ご自身で撮っていただくか業者に依頼するなどご対応をお願いします。

(5) 工事の内容の変更、工事の中止に係る取り下げ

申請者は、交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更・中止しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書（様式第7号）に必要書類を添えて提出してください。工事内容の追加・変更に伴う改修費用の増額などは速やかに企画財政課担当までご相談ください。（なお、補助金の額に変更が生じない軽微な変更は除く）

(6) 実績報告

申請者は、補助対象工事が完了の書類として、令和9年2月26日までに次の書類を提出してください。※期日までに提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すこととなります。

ア 完了実績報告書（様式第9号）

イ 要した経費の内訳が確認できる書類（請求書の写しなど）

ウ 領収証の写し

エ 着手前・施工中・完了時の写真（改修部分ごとに改修前・改修後が確認できるように）

オ その他町長が必要と認める書類

(7) 完了検査

実績報告書提出があった後、町職員による完了検査（現場確認）を行います。

(8) 補助金額の確定

実績報告に係る補助対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、補助金確定通知書（様式第10号）により申請者に通知します。

(9) 補助金の請求

申請者は、補助金確定通知を受けた後、速やかに補助金請求書（様式第11号）と補助金の振り込みを希望される口座情報がわかるもの（通帳またはキャッシュカード写し）を提出してください。請求後は3週間程度で振り込まれますので、補助金の入金を確認してください。

4. 留意事項

- (1) 補助金交付決定通知を受ける前に、工事を行った場合、補助金の交付対象外とする。
- (2) 補助事業の内容を変更・中止する場合は、速やかに報告し、町長の指示を受けること。
- (3) 補助金の交付決定後、速やかに工事に着手して、令和9年2月26日（金）までに実績報告書及び必要書類を提出すること。
- (4) 補助金の交付は、精算払い（工事が終了し、実績報告・完了検査後の入金）とする。

- (5) 応募に係る費用は、応募者負担とする。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金をほかの用途へ使用したときなどは、補助金の交付決定の全部または一部取り消すことがある。
- (7) 補助金の交付に関する詳細については、「久米島町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱」も必ず確認すること。

お問い合わせ先

①事前相談・申請書類など提出先

久米島町役場企画財政課 企画班

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地（庁舎 2 階）

電話：098-985-7122

E-mail：kizai@town.kumejima.lg.jp